

お客様各位

個人番号の預貯金口座付番に係る 利用目的の変更（追加）のお知らせ

いつも当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、平成28年1月からスタートいたしましたマイナンバー制度が法改正により、平成30年1月から預金保険機構によるペイオフのための預貯金額の合算や金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査のために、預貯金口座にマイナンバーが付番されることになりました。

つきましては、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※ 変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号・法人番号の利用目的

当金庫が個人番号または法人番号を金融業務に関連して利用できる事務は、以下の事務となります。

- 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
- 非課税貯蓄制度等の摘要に関する事務
- 預貯金口座付番に関する事務



興産信用金庫

K O S A N